

石川県情報公開審査会の答申概要（答申第121号）

1 異議申立ての対象となった本件公開請求の対象文書（諮問案件第175号）
下菊橋測水所に取り付けた補助水位標の零点を決めた根拠を記載した文書

2 担当課（所）
土木部辰巳ダム建設事務所

3 異議申立て等の経緯

ア H23. 1. 6 公開請求	エ H24. 1.27 諮問
イ H23. 1.20 不存在決定	オ H24. 12.27 答申
ウ H23. 2. 7 異議申立て	

4 諮問に係る審査会の判断結果
不存在とした決定は、妥当である。

該当条項	審査会の判断要旨
条例第11条 第2項 (不存在)	実施機関は、理由説明書において、実施機関の監督員及び請負業者が現場で基準水位標の零点の位置を確認し、補助水位標の零点を合わせて施工していると述べている以上、本件公開請求に対応する公文書を作成していないとする実施機関の主張は不自然、不合理ではない。

5 審議経緯 審査回数 2回

(別 紙)
答申第121号

答 申 書

平成24年12月

石川県情報公開審査会

第1 審査会の結論

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき不存在とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、平成23年1月6日に、次の公文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

下菊橋測水所に取り付けた補助水位標の零点を決めた根拠を記載した文書

2 実施機関の決定

実施機関は、平成23年1月20日に、本件公開請求について、不存在決定を行い、保有していない理由を付して異議申立人に通知した。

（保有していない理由）

総合的に判断したものであり、個別理由を記載した公文書は存在しないため。

3 異議申立て

異議申立人は、平成23年2月7日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

実施機関は、平成24年1月27日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てにつき、諮問を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、請求内容に対応する文書の公開を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

補助水位標の施工に際して、実施機関が施工業者に設計図書で指示し、零点を指定しなければ施工できず、実際に施工されたのであるから、根拠となる公文書は存在するはずである。

石川県の流量観測は、土木部調査関係共通仕様書の流量観測作業共通仕様書第2条に、

「国土交通省河川砂防技術基準(案)調査編により実施する」と規定されており、同技術基準の実施の際のマニュアルである「水文観測」(独立行政法人土木研究所編著)では、補助水位標の零点は、基準水位標の零点高と共通とするとされているので、このことが設計図書に明示されているはずである。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が理由説明書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

下菊橋測水所では、補助水位標の零点を下菊橋水位観測所における既設の基準水位標の零点に合わせており、実施機関の監督員及び請負業者が現場で基準水位標の零点の位置を確認し、施工しているため、本件公開請求に対応する公文書は存在しない。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件公開請求に対応する公文書の性格等について

下菊橋測水所において、流量観測のための第1見通断面及び第2見通断面を設定した地点に補助水位標を設置した際に、施工を委託した業者にその零点を指定したとされる文書である。

なお、本件において使用されている「測水所」との表記について、実施機関に確認したところ、水位観測所も含む流量観測地点の意であるとのことであった。

3 本件公開請求に対応する公文書の不存在について

水文観測の第4章「流量観測」では、浮子による流量観測について、補助水位標を第1、第2見通断面に設け、流量計算に用いる流量断面積は補助水位標の値から求めるものとされており、また、水位標の零点は、基準水位標及び補助水位標の双方共通とするとされている。

実施機関が、理由説明書において、実施機関の監督員及び請負業者が現場で基準水位標の零点の位置を確認し、補助水位標の零点を合わせて施工していると述べている以上、本件公開請求に対応する公文書を作成していないとする実施機関の主張は不自然、不合理ではない。

4 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

<別表>

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 24 年 1 月 27 日	○諮問を受けた。(諮問案件第 1 7 5 号)
平成 24 年 4 月 16 日	○実施機関(土木部辰巳ダム建設事務所)から理由説明書を受理した。
平成 24 年 1 1 月 8 日 (第 232 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 24 年 11 月 29 日 (第 233 回審査会)	○事案の審議を行った。